



申告と納税をどう行なうか

“経理のプロ”になるために欠かせないのが「法人税」の知識。何にどのようにかかるのか、どのように処理すればよいのか、その基礎をレクチャーします。

税理士
平井 満 広

確定申告書の提出期限

法人税の納税義務がある法人は、原則、事業年度終了の日の翌日から2か月以内に、確定申告をしなければなりません。確定申告とは、事業年度の所得や税額を計算した書類（確定申告書）を、納税地の所轄税務署に提出することです。場合によっては期限の延長も認められています（左表参照）。

- ① 地域指定による期限の延長（国税通則法）
地震や豪雨といった自然災害等が発生した場合、国税庁長官が該地域を指定することで自動的に延長になる制度です。
- ② 対象者指定による期限の延長（国税通則法）
申告期限間に国税庁のシステムに障害が生じたことで、従前より

e-Taxを利用して納税者がe-Taxで申告できない等の場合に、国税庁長官が対象者の範囲を指定することで自動的に延長になる制度です。平成29年4月1日以後に適用されています。

- ③ 個別指定による期限の延長（国税通則法）
地域指定はないものの、地震や火災等で申告書を提出できない場合に期限を延長する制度です。「本社が被災して帳簿書類を失った」「株主総会が開催できず決算が確定しない」「税理士事務所が災害で停電」等の場合に認められます。
期限を延長したい法人は、理由がやんだ後相当の期間内に納税地の所轄税務署長に「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を提出する必要があります。
- ④ 災害等による期限の延長（法人税法）
個別指定による延長を除き、災害等で決算が確定しない場合に期限を延長する制度です。

原則の申告期限までに株主総会を開催できない場合に期限を延長する制度です。
期限を延長したい法人は、事業年度終了の日の翌日から45日以内に納税地の所轄税務署長に「申告期限の延長申請書」を提出する必要があります。

- ⑤ 定款等の定めによる期限の延長（法人税法）
原則の申告期限までに株主総会を開催できない場合に期限を延長する制度です。
期限を延長したい法人は、事業年度終了の日までに納税地の所轄税務署長に「申告期限の延長の特例の申請書」を提出する必要があります。
平成29年4月1日以後に申請した場合、会計監査を受ける一定の上場企業等は最大4か月の延長が認められることとなりました。

6か月目で行なう中間申告

事業年度が6か月を超える普通法人は、原則、事業年度開始日以後6か月を経過した日から2か月以内（たとえば決算日が3月31日の法人は11月30日まで）に、中間申告書を提出しなければいけません（新たに設立された法人の最初の事業年度等を除きます）。

① 無申告加算税

期限を過ぎてから申告書を提出した場合（期限後申告といいますが）にかかるとペナルティです。

無申告加算税の割合は、納付すべき税額のうち50万円以下部分の15%、50万円超部分の20%がペナルティとして加算されます。5年以内に同じ税目で無申告加算税を徴収されている場合はさらに10%加算（それぞれ25%、30%）されます。期限後申告であっても、期限から1か月以内に申告書を提出し、納期限までに税額の全額を納付している等の場合は、無申告加算税が不適用となります。

② 延滞税

確定申告した税額を納期限までに完納しない場合に徴収されます。延滞税の割合は、納期限（期限後申告の場合は申告書を提出した日）の翌日から2か月を経過する日までは年2・6%、納期限の翌日から2か月を経過した日以後は年8・9%となっています（平成30年の場合）。

日本実業出版社発行『企業実務』
2018年2月号より転載。
記事内容は、2018年11月1日時点での法令に基づき、校閲・修正をしております。

- ① 前年度実績による予定申告
左下の計算式で計算した金額（前事業年度の年間法人税額の半額）を中間申告の税額として申告することをいいます。
なお、この計算式で計算した金額が10万円以下の場合には予定申告の必要はありません。
実務上は、期限の1か月前頃に中間納税額が記載された納付書が税務署から送られてくるので、自分で税額を計算することはありません。また、予定申告による税額を納付する
- ② 仮決算による中間申告
と前年度実績による中間申告書を提出したとみなされるので、税務署に改めて申告書を提出する必要もありません。
事業年度開始の日以後6か月の期間を1事業年度とみなして仮決算を行ない、提出期限までに中間申告することを行います。
ただし、算式で計算した金額が10万円以下である場合や、仮決算による法人税額がこの算式で計算した金額を超える場合は、仮決算による中

確定申告の期限の特例

内容		提出期限	
国税通則法	災害等による期限の延長	①都道府県の全部または一部にわたり災害その他やむを得ない理由が発生した場合（地域指定）	国税庁長官が公示により指定した期日（理由がやんだ日から2か月以内）
		②災害その他やむを得ない理由により、電子申告等を行うことができない者が多数に上る場合（対象者指定）	税務署長が指定した期日（理由がやんだ日から2か月以内）
		③個別的に災害その他やむを得ない理由が発生した場合（個別指定）	税務署長が指定した期日
法人税法	④災害その他やむを得ない理由により決算が確定しない場合	税務署長が指定した期日	
	⑤定款等の定め等により各事業年度終了の日の翌日から2か月以内にその事業年度の決算についての定時株主総会が招集されない常況にあると認められる場合	原則として、1か月の延長。ただし会計監査を受ける一定の法人は最大4か月の延長	

中間申告の税額の計算式

$$\frac{\text{事業年度開始の日以後6か月を経過した日の前日までに確定した前事業年度の法人税額}}{\text{前事業年度の月数}} \times 6$$

次のようなペナルティがかかる場合があります。

期限内に申告や納税を行なわなかった場合

ひらい みつひろ

平井会計事務所代表。「会計を通じて人を幸せにする」をモットーに、中小企業の経営改善や税務相談に力を入れている。